

財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成28年度決算における財政健全化判断比率（4指標）と資金不足比率をお知らせします。

それぞれの指標には、財政の健全性を判断するための基準が設けられており、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならないとされています。

平成28年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。いずれの指標においても基準を下回っており、「健全」な状況にあります。今後も健全な状況を維持できるよう、将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

○健全化判断比率

健全化判断比率の名称	那 須 町	早期健全化基準	説 明
実質赤字比率	—	13.89%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、黒字のため該当ありません。
連結実質赤字比率	—	18.89%	全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、黒字のため該当ありません。
実質公債費比率	8.8% (9.2%)	25.0%	一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）です。
将来負担比率	59.2% (63.6%)	350.0%	一般会計等において将来的に支出することが見込まれる額から、充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

※ 実質公債費比率と将来負担比率の〔〕内の数値は、平成27年度の数値です。

※ 早期健全化基準とは、健全化判断比率がその値を超えた場合は、財政健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により財政の健全化を図ることとなる基準です。

○資金不足比率

特別会計の名称	那 須 町	経営健全化基準	説 明
水道事業会	—	20.0%	各特別会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。
下水道事業特別会計	—	20.0%	
観光事業特別会計	—	20.0%	
宅地造成事業特別会計	—	20.0%	

※ 経営健全化基準とは、資金不足比率がその値を超えた場合は、経営健全化計画を定めた上で自主的な改善努力により経営の健全化を図ることとなる基準です。

■問合せ 企画財政課財政係 ☎72-6906

まちづくり懇談会についてのお知らせ

町では今年度、町内18地区でまちづくり懇談会を開催する予定でしたが、町長の体調不良により、開催を延期することになりました。

参加を予定していた皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、町政へのご意見やご質問は随時受け付けていますので、下記の連絡先にお寄せください。

今後の開催については、町長が職務に復帰次第、改めてお知らせいたします。

■連絡先 総務課広報広聴係 ☎72-6901 FAX 72-1133
メールアドレス somu@town.nasu.lg.jp